

静岡市犯罪被害者等支援金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、犯罪被害者等の経済的負担を軽減し、犯罪被害を受けた直後の即応的な支援を行うため、静岡市犯罪等に強いまちづくり条例（平成22年静岡市条例第8号）第12条第1項の規定に基づき日常生活の維持及び転居のための支援金を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する行為、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第2条第1項に規定する行為及び性犯罪（刑法（明治40年法律第45号）第177条に規定する不同意性交等、同法179条第2項に規定する監護者性交等又は同法第241条に規定する強盗・不同意性交等並びにこれらの罪の未遂罪をいう。以下同じ。）であって、被害届等が警察に受理されているものをいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡若しくは重傷病（犯罪行為の時又はその直後における身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）又は性犯罪により被害を受けることをいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に生活の本拠を有するものをいう。
- (4) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病により、療養に要する期間が1か月以上と医師に診断されたものをいう。

(日常生活支援金の支給)

第3条 市長は、犯罪被害者又はその遺族及び親族（以下「犯罪被害者等」という。）が、犯罪被害を受けたことで家事、炊事、介護及び育児を行うことに支障が生じたことにより、これらに関するサービスを利用した場合において、日常生活支援金を支給するものとする。

- 2 前項の規定による日常生活支援金の額は、犯罪被害者等が利用した家事、配食、介護及び保育に関するサービス（以下「日常生活支援サービス」という。）に要した費用の全額とし、一の犯罪被害につき10万円を限度とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、犯罪被害者等が日常生活支援サービスを受けた時において市内に生活の本拠を有しない場合は、当該サービスに係る日常生活支援金を支給しないものとする。

(日常生活支援金の支給対象)

第4条 日常生活支援金の支給を受けることができる者は、犯罪被害者又は犯罪被害を受けた時において次の各号のいずれかに該当する者であつて、日常生活支援サービスに要した費用を支出した者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者及び犯罪被害者とパートナーシップ（静岡市パートナーシップ宣誓実施要綱（令和4年4月1日施行）の規定によるパートナーシップ及びこれに準じるものとして市長が認めるものをいう。）の関係にあつた者を含む。）

(2) 犯罪被害者と次に掲げる関係にあつた者

ア 子（養子及び養子縁組の届け出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた者及びこれに準じるものとして市長が認めるものを含む。）

イ 父母

ウ 孫

エ 祖父母

(転居費用支援金の支給)

第5条 市長は、犯罪被害者等が犯罪被害を受けたことにより、当該犯罪被害を受けた時に居住していた住居（以下「従前の住居」という。）に居住し続けることが困難な事情が生じたことにより、従前の住居から転居した場合において、転居費用支援金を支給するものとする。

2 前項の規定による転居費用支援金の額は、犯罪被害者等が従前の住居からの転居に要した費用の全額とし、一の犯罪被害につき20万円を限度とする。

3 第1項の規定による支援金を受けることができる転居の回数は、一の犯罪被害につき1回までとする。

4 第1項の規定による支援金の対象となる費用は、運送事業者、不動産事業者等に支払った転居のために要した費用であつて、次に掲げるものとする。

(1) 家財の梱包等の運送費用及び荷造り、不用品の回収等のサービスに係る費用

(2) 敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、家賃その他新たな住居に入居する際に要した初期費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める費用

(転居費用支援金の支給対象)

第6条 第4条の規定は、転居費用支援金の支給を受けることができる者について準用する。

この場合において、同条中「該当する者」とあるのは、「該当する者（犯罪被害を受けた時に

犯罪被害者と同居していた者に限る。)」と読み替えるものとする。

(支援金を支給しない場合)

第7条 市長は、犯罪被害者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金を支給しない。

- (1) 犯罪被害を受けた時において、犯罪被害者又は支援金の支給を受ける者と加害者との間に親族関係（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいい、事実上これらと同様の事情にあった者及びパートナーシップの関係にあった者並びにこれらに準じるものとして市長が認める者を含む。）があったとき。
- (2) 犯罪被害者又は支援金の支給を受ける者が、当該犯罪行為を教唆し、幫助し、若しくは過度の暴行、脅迫、重大な侮辱その他の当該犯罪行為を誘発する行為を行い、又は当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為その他の当該犯罪被害につき責めに帰すべき行為を行ったとき。
- (3) 犯罪被害者又は支援金の支給を受ける者が、静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第2号に定義する暴力団員、同条第3号に定義する暴力団員等又は同条第1号に定義する暴力団と密接な関係があると市長が認めるものであるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金の支給を行うことが社会通念上適切でないと認めるとき。

(支援金の申請)

第8条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、犯罪被害を受けた日の翌日から起算して1年以内に、静岡市犯罪被害者等支援金支給申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。ただし、特別な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項の申請は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

区分	書類
日常生活支援金	(1) 犯罪被害を受けた時における犯罪被害者の住所又は居所を証する書類 (2) 犯罪被害者の死亡診断書若しくは死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類又は犯罪被害者が負

	った傷害若しくは疾病が重傷病に該当することを証する医師の診断書その他の書類 (3) 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本若しくは抄本その他の証明書又は事実上婚姻若しくは養子縁組関係と同様の事情にあった事実若しくはパートナーシップ関係にあった事実を確認できることができる書類 (4) 日常生活支援金の対象となる費用に係る領収書その他の支払いを証する書類 (5) 日常生活支援サービスを利用した時における申請者の住所又は居所を証する書類 (6) (1) から (5) までに掲げる書類のほか、市長が必要があると認める書類
転居費用支援金	(1) 日常生活支援金の書類 (1) から (3) までに掲げる書類 (2) 転居費用支援金の対象となる費用に係る領収書その他の支払いを証する書類 (3) 犯罪被害を受けた時において犯罪被害者と申請者が同居していたことを証する書類 (申請者が犯罪被害者である場合を除く。) (4) (1) から (3) までに掲げる書類のほか、市長が必要があると認める書類

(支給の決定)

第9条 前条第1項の規定による申請があった場合には、市長は、速やかにその内容を審査し、必要があると認めるときは、関係機関への照会等を行い、支援金の支給を決定したときは、静岡市犯罪被害者等支援金支給決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が第7条各号のいずれかに該当すると認める場合は、支援金の支給の決定をしない。この場合において、市長は、静岡市犯罪被害者等支援金支給申請不決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(支給の請求)

第10条 前条第1項の規定により、支援金支給の決定を受けた者は、静岡市犯罪被害者等支援金支給請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(支給の決定の取消し)

第11条 市長は、支援金の支給の決定を受けた者が偽りその他の不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、静岡市犯罪被害者等支援金支給申請取消通知書（様式第5号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第12条 前条の規定により支援金の支給の決定を取り消された者は、既に支給を受けた支援金があるときは、その全額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた日常生活支援金及び転居費用支援金について適用する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

静岡市犯罪被害者等支援金支給申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住 所

申請者 氏 名

（犯罪被害者との続柄： ）

電 話 — —

静岡市犯罪被害者等支援金の支給に関する要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり静岡市犯罪被害者等支援金の支給を申請します。

1 犯罪被害の概要

犯罪被害発生日		年 月 日
犯罪被害発生場所		
犯罪等の被害者	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生
	被害を受けたときの住所	
追記事項		
届出警察署等 担当部署及び担当者 受理番号等	警察署名等 部署 担当者 年 月 日 第 号 ※わかる範囲でご記入ください。	
申請する支援金	☐ 日常生活（ ☐ 家事、 ☐ 配食、 ☐ 介護、 ☐ 保育） ☐ 転居費用	
申請履歴	同一事件でこれまでに申請したことが ☐ 有・ ☐ 無	
対象要件	☐ 死亡 ・ ☐ 重傷病 ・ ☐ 性犯罪	

2 申請理由等

支援金	理由・内容	
日常生活支援金	家事等を必要とした理由	
	利用金額	円
転居費用支援金	転居を必要とした理由	
	利用金額	円
状況調査に係る同意欄		
上記支援金支給の決定に際し、市が警察署等において上記犯罪等に関する事項について、調査等を行うことに同意します。 申請者氏名		

様式第 2 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市犯罪被害者等支援金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった支援金の支給については、静岡市犯罪被害者等支援金に関する要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

記

- 1

日常生活支援金

円
- 2

転居費用支援金

円

様式第 3 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市犯罪被害者等支援金支給申請不決定通知書

年 月 日付けで申請のあった静岡市犯罪被害者等支援金について審査をした結果、
下記の理由により支給が適当でないと認めたため、支給をしないことと決定したので、静岡
市犯罪被害者等支援金に関する要綱第 9 条第 2 項の規定により、通知します。

記

理由

様式第 4 号（第10条関係）

第 号
年 月 日

（宛先） 静岡市長

住 所
申請者 氏 名
（犯罪被害者との続柄： ）
電 話 — —

静岡市犯罪被害者等支援金支給請求書

年 月 日付け 第 号で支給決定のあった犯罪被害者等支援金の支給を受けたいので、静岡市犯罪被害者等支援金に関する要綱第 10 条の規定により次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先

振込先金融機関・本支店名	・
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人	フリガナ 氏 名

※ 口座名義人は申請者と同一にしてください。

様式第 5 号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

静岡市犯罪被害者等支援金支給申請取消通知書

年 月 日付けで申請のあった静岡市犯罪被害者等支援金について、下記の理由により、支給が適当でないと認めたため、支給の取消しを決定したので、静岡市犯罪被害者等支援金に関する要綱第11条第 2 項の規定により、通知します。

なお、支給した支援金については、同要綱第12条の規定により、下記のとおり返還してください。

記

- 1 理由
- 2 返還金額 円
- 3 返還期限 年 月 日